

二〇〇九年十二月三日

要望者

高松市太田上町四〇五
一
社団法人香川県ろうあ協会
会長 近藤 龍治

聴覚障害者の自立と社会参加を制限する実施要綱の改正を求める要望書

高松市長
大西 秀 人 殿

(要望の趣旨)

私ども社団法人香川県ろうあ協会では、香川県内に在住する聴覚障害者の生活と権利を守るとともに、聴覚障害者に対する社会一般の認識を高めるための諸事業を行い、福祉の発展と充実を図ることを目的に活動を行っております。

二〇〇六年四月、障害者自立支援法が施行されてから三年が経過し、私達聴覚障害者を取り巻く環境は施行前と比べて大きく後退しました。聴覚に障害がある私達が、社会の中で自立した生活や社会参加をするためには、「コミュニケーションシヨン」という大きな壁があります。

二〇〇六年一月、国連総会で「障害者権利条約」を採択しました。この条約は世界各国の障害者団体のNGOも参加し主張が反映された条約になっていきます。この「障害者権利条約」が目指しているのは、すべての障害者が、そしてすべての人が住みやすい社会です。私達の町で、障害のある人もない人も、共に暮らすこと。職場や学校で、障害のある人もない人も、共に働き、学ぶこと。それがあたりまえな社会です。そんな誰もが、あたりまえに生活し、行動し、参加できる社会です。

しかし、耳の聞こえない私達は、誰かと話す時にも手話通訳や要約筆記が必要なのです。それは、あらゆる生活面で必要となります。現在、高松市が定めている「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」では、その利用に様々な制限が設けられており、私達の自立した生活や社会参加を著しく阻害しているのです。

「コミュニケーション」は、人が人らしく生きるために必要不可欠なものであり、日本国憲法で保障されている基本的な人権の保障でもあります。

社団法人香川県ろうあ協会は、聴覚障害者の自立した生活と社会参加の増進を願い、真に障害のない人と同様な社会生活が送れるように不便な思いをする聴覚障害者をなくすために、「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」の改正と適正な事業を実施されますことを切に願います。

(要望事項)

一、派遣の範囲を高松市内に限定せず日本国内として下さい。

実施要綱第5条では、「奉仕員の範囲は、本市の区域内とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。」

現在、高松市外の派遣に関しては運用では対応されておりますが、運用ではなく実施要綱に明記して下さい。聴覚障害者の行動も高松市内のみならず、県内外に出かける機会も多くあり、その際にいつ手話通訳が必要となるかわかりません。高松市民が安心して暮らせるように早急に対応されますようお願いいたします。

二、聴覚障害者団体の学習会等行事にも手話通訳者を派遣して下さい。

実施要綱第2条第1項第2号では、「市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加」

聴覚障害者団体が主催する行事等では、手話通訳者がいなければ情報保障がなく十分な学習会等も開催できず情報不足になりがちな聴覚障害者の生活に重大な影響を及ぼすことにもなりかねません。第2条の派遣対象者に聴覚障害者団体を明記するなど派遣対象を見直して下さい。

三、実施要綱記載の「外出」の文言及び派遣対象の取扱い等を撤廃してあらゆる場面に派遣対応できるようにして下さい。

コミュニケーションが必要となる場面は、外出に限りません。日常生活のあらゆる場面でコミュニケーションは必要となります。最近では、悪質業者の訪問販売など、手口が巧妙でコミュニケーションが不自由な聴覚障害者が被害に遭う可能性は極めて高く、自宅にいなながらも業者との契約や取扱説明など手話通訳はなくてはならないものです。実施要綱中の「外出」の文言は全て撤廃して下さい。また、派遣対象の取扱いでは、手話通訳派遣の対象内容が著しく制限されており利用できません。利用できるものを限定するのではなく真に自立と社会参加が促進できるように派遣対象の取扱いを撤廃して下さい。

四、土日夜間等の緊急派遣対応を早急に実施して下さい。

派遣対象の取扱いでは、「夜間・休日における緊急の派遣申請については、平日昼間と異なる番号へFAX送信することにより受け付ける。」となつておらず、なんら対応をしていないのは容認できません。対応出来る事業所への委託変更等も含めて早急に対応して下さい。